

砥 部 町 議 会  
平成 1 8 年 第 2 回 臨 時 会  
会 議 録

## 平成18年第2回臨時会 会議録

招 集 年 月 日	平成18年10月17日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成18年10月17日 午後1時30分 議長宣告		
応 招 議 員	1 番 山口 元之	2 番 政岡洋三郎	3 番 西岡 章一
	4 番 土居美智子	5 番 中村 茂	6 番 西村 良彰
	7 番 井上 洋一	8 番 樋口 泰幸	9 番 栗林 政伸
	10 番 土居 英昭	11 番 宮内 光久	12 番 大野 和博
	13 番 中島 博志	14 番 田室 博志	15 番 平岡 文男
	16 番 山本 典男	18 番 三谷 喜好	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	出席議員は、応招議員の17名		
欠 席 議 員	17 番 玉井 啓補		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 中村 剛志 収 入 役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 農林課長 西崎 悟 学校教育課長 松村 昇二	助 役 柳田 穂 教 育 長 佐野 弘明 監理財政課長 松下 行吉 下水道課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会 議 録 署 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議 員 の 指 名	6 番 西村 良彰 7 番 井上 洋一		

平成18年第2回砥部町議会臨時会

平成18年10月17日(火)

午後1時30分開会

○議長(樋口泰幸) ただ今から、平成18年第2回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。朝晩の冷え込みも日増しに強くなり、秋本番の兆しを感じる季節となりました。議員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。さて、秋と言えば食欲の秋、味覚の秋、そしてスポーツの秋です。先日、総合公園で行われましたスポーツ祭りでは、小学生からお年寄りの方まで、たくさんの町民の皆様が綱引きやペタンクで汗を流しました。汗を流せば食欲も増します。広田にあります峡の館では季節の特産品販売が繰り広げられております。広田の味覚に舌鼓を打っている方も多いのではないかと思います。本日は、公共下水道事業に係る補正予算並びに条例の一部改正等の議案について、ご審議をお願い申し上げます。その内容につきましては、詳細ご説明させていただきますので、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(樋口泰幸) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により6番 西村良彰君、7番 井上洋一君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(樋口泰幸) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。

今臨時会は予定議案が少ないため、議会運営委員会の開催を省略いたしましたので、ご了承下さいますようお願いいたします。本臨時会の会期は、本日1日に決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（樋口泰幸） 日程第3 諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より、第3回定例会での報告以降、8月末までの例月出納検査及び中央公民館の定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

### 日程第4 報告第7号 専決処分第11号の報告について

（訴えの提起について）

### 日程第5 報告第8号 専決処分第12号の報告について

（訴訟上の和解について）

○議長（樋口泰幸） 日程第4、報告第7号から日程第5、報告第8号までの訴えの提起及び訴訟上の和解についてを一括議題とします。本案について報告を求めます。松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 報告第7号及び報告第8号についてご説明申し上げます。報告第7号専決処分第11号の報告について地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。平成18年10月17日提出。砥部町長中村剛志。次のページをお願いいたします。専決第11号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。これは指定された事項の中に100万円以下の訴えの提起がありますので、これに基づき専決処分を行いました。訴えの提起について次のとおり砥部町山村留学センター居住費の支払請求に関し訴えを提起する。1 相手方1 氏名 加藤千秋 住所 伊予郡松前町大字昌農内288番地 相手方2 氏名 加藤稔子 住所 松山市枝松4丁目1の16 2 訴えの趣旨 相手方に対し砥部

町山村留学センター居住費 39万9千円の支払いを求める。3 訴えの理由  
加藤千秋の子2名分に係る平成17年9月分から平成18年3月分までの砥部町山村留学センター居住費が再三の督促にもかかわらず納入されないため、法的解決を図るものである。4 管轄裁判所 松山簡易裁判所。

続きまして報告第8号専決処分第12号の報告について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。平成18年10月17日提出。砥部町長中村剛志。次のページをお願いします。専決第12号専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された事項について、次のとおり専決処分する。指定された事項に100万円以下の和解がありますので、これに基づき専決処分を行いました。訴訟上の和解について、砥部町山村留学センター居住費の支払請求について、次のとおり和解する。1 被告 氏名 加藤千秋 住所 伊予郡松前町大字昌農内288番地 被告 氏名 加藤稔子 住所 松山市枝松4丁目1の16 2 和解条項 (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、本件債務として39万9千円の支払義務があることを認める。(2) 被告らは、原告に対し、連帯して平成18年10月から平成20年11月までは毎月1万5千円ずつを、平成20年12月は9千円を、毎月20日までに支払う。これは27回の分割で納入するというものでございます。(3) 被告らが支払を怠り、その遅滞額が3万円に達した時は、原告に対し連帯して、39万9千円から既払い額を控除した残額と、遅滞額の期限を喪失した翌日から支払うまで年5%を加算した金額を即時支払う。これは2カ月分滞納すれば、それに利息を加算し残金と共に一括で納入してもらおうというものでございます。(4) 被告らの収入状況に変更があった時は、原告と被告らは分割金額について、別途協議する。これは、収入増がありましたら、月額を増額して、少しでも早く返済してもらおうためのものでございます。次のページをお願いいたします。(5) 原告は、その余の請求を放棄する。最初の訴えの時に総額39万9千円総額に対しまして年5%の利息加算を求めておりましたが、和解でこの分を放棄することになったものでございます。(6) 原告と被告らは、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。参考に訴訟費用は9,680円。郵送料込みでございます。

この報告第7号及び第8号についての経緯をご説明いたします。この児童2名は、16年度から留学しておりまして、17年度の途中から居住費が滞り始めました。再三の催促を行いましたが、年度内に完納には至りませんで

した。引き続き催促を行い、訴えを起こすまでに催促状や電話での催促を24回、内容証明郵便での催促を2回、保護者宅及び保証人宅訪問による催促を10回行いましたが、入金がありませんでしたので、法的解決を図るため、松山簡易裁判所に小額訴訟による審理及び裁判の訴えを行いました。9月に口頭弁論が行われまして、その審理の中で裁判官から和解の勧告がありまして、被告らの家庭の生計状況を考慮した結果、この和解を受け入れ、先ほどの和解条項のとおり和解が成立したものでございます。なお、この和解調書の効力は、判決と同じでありますので、約束を履行されない場合は、強制執行の申し立てを行いまして、財産差押え等の手続を進めることとなります。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。山本議員。

○16番（山本典男） だいたい和解をしたというこのだいたいの趣旨は分かるんですけども、ちょっとわし分からん点があるんですが、専決第11号という書類があつてですね、この日にちが7月24日になっておるんですね。ところがこれ、わし頭がだいぶぼけとるんで、9月議会があつたんですけどねえ、これ初めて見たような気がするんじやが、いつ頃出されたんですかねえ。これ専決ということは、議会が間に合わないから訴えると、専決にするということなんじやけど、その間に9月議会もあつたのに、初めて見たとすれば、ちょっとわしは分からんのですが、その辺の所ちょっと教えてください。

○議長（樋口泰幸） 松村課長。

○学校教育課長（松村昇二） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。最初に訴えを起こした日でございますが、これは18年の7月24日でございます。それに一番近い議会につきましては9月定例でございますので、本来その時一番近い議会ですので報告すべきでありましたので、ちょっと遅くなったことにつきましてお詫びを申し上げます。なお、和解につきましては、9月13日に口頭弁論がございました。この時に和解だったんですが、その和解内容についての裁判所の方からの和解調書の送付が9月末でしたので、和解につきましては、今回早かった臨時会ということで、今回ご報告させていただきました。訴えの提起を起こしたのが、7月でしたので9月に報告すべきでしたが、この点が遅れましたことに付きまして、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 山本議員。

○16番（山本典男） まああの趣旨は分かったし、それほど大きい問題で

はないんでいいんですけど、まあ、認められたんで、その出す日にちを忘れるという、認められたんで今回ええんですけれども、次からこういう事がないようにしといて欲しいと、まず専決処分出す前には、議会が間がないという時に出すんであって、十分日があるわけですから、9月議会したわけですから、これは、きちんとやっぱりやるんがルールやと思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。土居議員。

○4番（土居美智子） 私も山本議員と同じ質問をしようと思っと思ったんですけれども、一人の質問で終わりますが、ただ私この臨時議会というものがどういうふうな趣旨で開かれておるのか、私の自分自身の理解としては、やはり緊急な場合、本会議までもっていけない事例が発生した場合に臨時議会を開かれるというふうに理解しておりまして、もちろん議案書についても送付されるべきではなかったかなあと思うんですけれども、今日ここに、この席に座るまで我々は議案書というものを目にする事はありませんでした。もちろん通告の中で、項目は来ておりましたけれども内容については一切分からないで、この本会議に臨んでおるわけで、臨時会に臨んでおるわけですが、これはやはり議会というものは本会議であれ臨時議会であれ、決定されたらそれが遂行されるわけですから、議案書というのは、議員の手元に議会が始まるまでには送付されるべきではないかと思いますが、その件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） 明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） ただ今の土居議員さんのご質問なんですが、確かに定例議会があれば定例議会で審議いただくのが当然だと思います。今日この後うちの方からも一件出さしていただいておりますが、先ほど山本議員さんも言われましたように、専決せずに議会の臨時議会にしる、定例議会にしる、そういう機会があれば当然そこに提案して審議していただくのが筋だと思います。それで、ただ今土居議員さんが言われましたようになんで議案をもっと早く出してくれないかということなんですが、確かに審議する間がかなり時間的にないと思いますので、今後十分議会事務局の方と相談して対応していきたいと思います。

○議長（樋口泰幸） それに付け加えまして説明をしますと、今回臨時議会の議案審議が最初は1件だけでございました。下水道の問題だけ、これはどうしても臨時議会やらないかんとということで上がっておりまして、そして、臨時議会が開催されるのであればということで議案が追加されまして、今の教育の問題とまた公務災害の件2件追加で出てまいりました。結局、議運を

開くということを議運の委員長と審議した結果、今回は審議内容にそれほど影響ないからということ、本会議のところに直接開催するようにいたしました。

○議長（樋口泰幸） 山本議員。

○16番（山本典男） 分かったといやあ分かったようなもんじゃけども、しかし筋が違うんで、これはついでに出すと、大事な問題があるんで他のついでに出すやのというような性格のものではない。はっきり言って。はっきり言ってこれはちゃんとルールに則ってやらないかんで、これは本当は聞かないかんけど、これはついでに出すやのというようなそういうものではないと、私は思うんで、まあ、やっぱりその辺のところはですね考えて欲しいと思います。

○議長（樋口泰幸） 申し訳ありません。言葉が足りませんで、ついでという言葉は取り消しさせていただきます。他に。土居議員。

○4番（土居美智子） まあ皆さんそれぞれ理由を言っていましたから、あの、私も全然分からないわけじゃないですけども、やはり我々の職務というのは、砥部町民を代表して今ここで発言ができる席に座らせてもらっているということを考えたときに、すべてが反対とか賛成とかいう問題じゃなくって、やはり何が今日議会に来た時に議題になるのか、その理由がどんなものであるかということについてはですね、やはり事前に我々も心積もりというものもありますので、知らされるべきであって、今日ここに出ておる分については公共下水道特別会計補正予算ということなんですけど、補正予算であれば我々は当然加わる方かなと思ったら、まあ、繰越という今朝のその説明を受けて、なんだったのかなという事を初めて分かったわけであって、やはりここらにあたるについても、通告の中で項目については述べてはありますけれども、一切内容が分からないで議員が議会に臨むという事は、やはりこれから先ですね、慎むべきことであってたとえその行政の方からそれが提案されなかって議会の方でやはり請求をしてですね、議案書をいただいで、事前に議員の下に送付すると、あるいは手渡しするとういう届くという手法をですね必ず取っていただきたい。でなければ議会っていつてここに臨んできて、ただ（●●●●●●●●／発言者申し立てにより削除）に賛成するのか反対するのかという形で理由も分からないでやってしまう恐れもあるかなと思いますのでお願いしたいと思います。

○議長（樋口泰幸） この議案書の説明につきましては、全員協議会の中でまた検討しながら、次の議会には修正して出したいと思います。他にございませんか。質疑を終わります。以上で報告第7号及び報告第8号を終わります。

す。

~~~~~

日程第6 議案第74号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（樋口泰幸） 日程第6 議案第74号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案74号 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について 砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成18年10月17日提出 砥部町長 中村剛志。

提案理由ですが、障害者自立支援法の施行により、障害者施設が新体系へ移行したため提案するものである。それでは1枚めくっていただきまして、新旧対照表の方でご説明申し上げます。今回の改正は、障害者自立支援法が本格的に施行されることに伴いまして、関係条文の整理のため改正を行なうものです。第10条の2につきましては、傷病及び障害年金受給権者の内、介護が必要な者に対しては、介護に係る経費が支給されることとなっております。ただし書きにおきまして入院、入所している期間につきましては、介護補償は行わないとしております。今回の改正はこのただし書きにございます第2号の改正を行なうものです。入所中は、介護補償が受けられない施設といたしまして、改正前第2号では身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として町長が定めるものに入所している場合とありますが、改正後は第2号と第3号、右側にございます、に分けて規定しております。第2号といたしまして、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している場合。新たに第3号といたしまして障害者支援施設に準ずる施設として、町長が別に定めるものに入所している場合という表現になっております。以上で説明を終わります。改正条例の適用は、平成18年10月1日からとなっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第74号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第74号砥部町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は可決されました。ここでしばらく休憩します。約10分間の予定で、2時5分再開いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（樋口泰幸） 大変遅くなり申し訳ございません。先ほど会議の中で土居美智子君から会議における発言の中で、会議規則第64条の規定により、差別用語の理由により、その全部の部分を取り消し改正したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。ありがとうございました。

~~~~~

**日程第7 議案第75号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号**

○議長（樋口泰幸） それでは、議案第75号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第75号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費による。平成18年10月17日提出。砥部町長 中村剛志。2ページをお願いいたします。第1表繰越明許費でございますが、1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名は公共下水道事業でございます。繰越明許額は3億7千万円でございます。今回の補正でございますが、18年度当初予算におきまして、砥部中央幹線管渠

の敷設工事を予定しておったわけですが、詳細設計が今月下旬に完成する見通しでございます。入札準備を進めますと、12月上旬に入札ができる見通しでございます。しかし、工事期間が9カ月程度見込まれることから、工事完了が19年度にわたる事が確実でございます。この場合、財政法では、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担制度、いわゆる翌債制度が設けられております。この制度は、繰越明許費となっている経費について、支出負担行為を行う段階において、すでに年度内に支出を完了する見込がなく、翌年度にわたる工期でもって支出負担行為を行わなければならない場合で、標準工期から考えて物理的に年度内完成が困難な補助事業にあつては、入札公告前に翌債手続を行い、適正な工期を確保した上で、契約を締結すべきであるとされており、この翌債制度を活用させていただき、対応したいというふうに考えておるものでございます。繰越の内容でございますが、污水管の詳細設計委託料及び砥部中央污水幹線管渠と浄化センター関係の工事費合わせまして3億7千万円となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第74号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 平成18年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号は可決されました。

○議長（樋口泰幸） おはかりします。

ただ今、井上洋一君ほか5人から発議第3号が、また、中島博志君ほか5名から発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 「異議なし」と認めます。

発議第3号及び発議第4号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第

2として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第3号 北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の  
放棄を求める決議について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第1 発議第3号 北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の放棄を求める決議についてを議題とします。本案について説明を求めます。井上議員。

○9番（井上洋一） 発議第3号 北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の放棄を求める決議について 上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成18年10月17日 提出 砥部町議会議長 樋口 泰幸 殿。提出者 砥部町議会議員 井上 洋一。賛成者 砥部町議会議員 田室博志。同上 栗林政伸。同上 三谷喜好。同上 平岡文男。同上 中島博志。

提案理由。北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の放棄を求めるため。

北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の放棄を求める決議。北朝鮮が核実験を実施するとの声明を発表したことを受け、10月6日、国際連合安全保障理事会は深刻な懸念を表明するとともに、自制を求める議長声明を採択した。その内容は、北朝鮮が核実験を強行した場合、制裁も視野に入れた追加措置の可能性を示唆し、核実験を控えるよう警告するものであった。

この国際社会の警告があつたにもかかわらず、北朝鮮は10月9日、初の地下核実験に成功したと発表した。

北朝鮮が核実験を強行したことは、北東アジア地域の安寧を損なうとともに、国際社会の平和と安全への脅威であり、我々はこの暴挙を断じて許すことはできない。

こうした中、政府は、北朝鮮の国際社会に対する挑発行為に対し、北朝鮮からの農水産物を含む輸入の全面禁止、全北朝鮮籍船舶の日本国内への入港禁止、入国禁止の対象者拡大という3項目の追加制裁措置を発動するなど、迅速な対応を行ったところである。

一方、国連安保理においては、15日未明、北朝鮮への制裁に初めて踏み込んだ決議が全会一致で採択されたが、北朝鮮はこの決議を全面的に拒否す

る意向を表明している。

北朝鮮が核保有国となることは、世界の核不拡散体制の空洞化を加速させる極めて深刻な事態である。世界で唯一の被爆国である我が国は、北朝鮮に対し核兵器廃絶を促す関係国との協調行動において主導的役割を担うべき立場にあり、今後の核兵器の連鎖を絶つことは、我が国の国際的責務でもある。

よって、本町議会は、北朝鮮の核実験に対し嚴重に抗議するとともに、北朝鮮が国際社会の強い意志の表れである安保理決議を順守することにより、早期かつ無条件に6カ国協議に復帰し、その保有するすべての核兵器及び核計画を放棄するよう強く求めるものである。以上のとおり決議する。平成18年10月17日。愛媛県伊予郡砥部町議会。以上です。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。発議第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、発議第3号 北朝鮮の核実験に抗議し、核兵器及び核計画の放棄を求める決議については可決されました。

~~~~~

追加日程第2 発議第4号 北朝鮮の核問題に関し、国際連合安全保障理事会の制裁決議を踏まえた早期解決に向けた取り組みを求める意見書提出について

○議長（樋口泰幸） 追加日程第2 発議第4号 北朝鮮の核問題に関し、国際連合安全保障理事会の制裁決議を踏まえた早期解決に向けた取り組みを求める意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。中島議員。

○13番（中島博志） 発議第4号 北朝鮮の核問題に関し、国際連合安全保障理事会の制裁決議を踏まえた早期解決に向けた取り組みを求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規

定により提出します。平成18年10月17日提出。砥部町議会議長 樋口泰幸 殿。提出者 砥部町議会議員 中島博志。賛成者 砥部町議会議員 田室博志。栗林政伸。三谷喜好。平岡文男。井上 洋一。

提案理由。北朝鮮の核問題に関し、国際連合安全保障理事会の制裁決議を踏まえた早期解決に向けた取組みを求める意見書を提出する。

北朝鮮の核問題に関し、国際連合安全保障理事会の制裁決議を踏まえた早期解決に向けた取組みを求める意見書。北朝鮮が核実験を実施するとの声明を公表したことを受け、10月6日、国際連合安全保障理事会は深刻な懸念を表明するとともに、自制を求める議長声明を採択した。その内容は、北朝鮮が核実験を強行した場合、制裁も視野に入れた追加措置の可能性を示唆し、核実験を控えるよう警告するものであった。

この国際社会の警告があったにもかかわらず、北朝鮮は10月9日、初の地下核実験に成功したと発表した。北朝鮮が核実験を強行したことは、北東アジア地域の安寧を損なうとともに、国際社会の平和と安全への脅威であり、我々はこの暴挙を断じて許すことはできない。

また、北朝鮮が核保有国となることは、世界の核不拡散体制の空洞化を加速させるとともに、今後の核危機の連鎖を招くことが危惧される極めて深刻な事態である。

こうした中、15日未明、国連安保理において、北朝鮮への制裁に初めて踏み込んだ決議が全会一致で採択され、大量破壊兵器の拡散を防止する国際的な枠組みが整えられたところであるが、核の脅威は町民の不安を募り、今後の町民生活にも深刻な影響を与えかねない。

世界で唯一の被爆国である我が国は、北朝鮮に対し核兵器廃絶を促す関係国との協調行動において主導的役割を担うべき立場にあり、核兵器及び核計画の放棄を実現して北東アジアはもとより全世界の平和を守ることは、我が国の国際的責務であると同時に、我が国国民の共通の願いでもある。

よって、国におかれては、国際社会の平和と安全を図るため、拉致問題と併せ、北朝鮮の核問題の早期解決に向けて、国際社会と緊密に連携し、安保理決議における国連憲章第7章第41条に基づく措置を踏まえた実効性ある制裁措置により、平和的な解決を目指すよう強く要請するものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長。参議院議長。内閣総理大臣。外務大臣。財務大臣。経済産業大臣。国土交通大臣。内閣官房長官。以上。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。発議第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 北朝鮮の核問題に関し、国際連合安全保障理事会の制裁決議を踏まえた早期解決に向けた取組みを求める意見書提出については可決されました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。中村町長挨拶をお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には各議案慎重にご審議を賜り、ご議決をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。ご議決いただきました予算は、適正に執行してまいりますので、今後一層ご指導、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。なお、先ほどご指摘いただきました専決処分の報告につきましては、今後漏れのないよう十分注意をしていきたいと思っております。また、議案書につきましても事前に配布するよう改善をしたいと思っております。議員の皆様におかれましても、お気づきの点がございましたらご指摘、ご忠告を下さいますようお願いを申し上げます。以上、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（樋口泰幸） 以上をもちまして、平成18年第2回砥部町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでした。

午後 2時 34分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員